

◎新潟県訓令第7号

本 庁  
地 域 機 関

新潟県現場事務所等設置規程（昭和36年4月新潟県訓令第12号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から実施する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

| 改 正 後                                   | 改 正 前                                   |
|---|---|
| 新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。 | 新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。 |
| (1) 本庁関係のもの                             | (1) 本庁関係のもの                             |
| 名 称 位 置                                 | 名 称 位 置                                 |
| (略)                                     | (略)                                     |
| (略)                                     | <u>土木部都市局営繕課</u> <u>加茂市青海町2丁目336番</u>   |
| (略)                                     | <u>加茂病院改築現場事</u> <u>地11</u>             |
| (略)                                     | <u>務所</u>                               |
| (2) (略)                                 | (略)                                     |
| (2) (略)                                 | (2) (略)                                 |